■ペット関連施設の取扱いについて(建築基準法第48条に関する取扱い) [参考:「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集(改定6版)」]

- ・事業を始められる際は、騒音、臭気に関する対策の上、近隣説明を十分に行ってください。
- ・既存の建築物の床面積 200 m²以上を用途変更して③の用途とする場合は、用途変更届が必要になります。建築士にご相談ください。
- ・建築確認申請が不要な増築等を行う場合でも、計画内容を建築基準法等に適合させる義務があります。手戻りを避けるため、建築士に ご相談されることをおすすめします。

※1 兼用住宅:住宅部分と内部で行き来ができ、延べ面積の二分の一以上を住宅の用に供し、かつ住宅ではない部分の床面積の合計が50 ㎡以内であること。 ※2 畜舎部分:ペットを飼育・収容する部分。

	1)	2	3
	○ペットの繁殖	○ペット病院	○ペット用品の販売店
	○ペット訓練等の受付業務のみ	○ペット美容院	○ペットの対面販売店
		○ペットホテル	
建築基準法上の分類	令第130条の3第第1項1号	令第130条の3第第1項3号	令第130条の3第1項第2号
	(事務所)	(サービス業を営む店舗)	(日用品の販売店舗)
第一種低層住居専用地域	(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2が15 m以内であること。		
第二種低層住居専用地域	(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2	下記の(a)または(b)いずれかの条件を満たすこと。(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2が15㎡以内であること。(b)床面積の合計が150㎡以内、2階以下かつ畜舎部分※2が15	
	が 15 ㎡以内であること。		
		㎡以内であること。	
第一種中高層住居専用地域	(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2	下記の(a)または(c)いずれかの条件を満たすこと。	
	が 15 m ² 以内であること。	(a)兼用住宅※1、かつ畜舎部分※2が 15 m 以内であること。	
		(c)床面積の合計が 500 m²以内、2 階以下かつ畜舎部分※2 が 15	
		m ² 以内であること。	
第二種中高層住居専用地域	(d)畜舎部分※2 が 15 ㎡以内であること。		
上記を除く市街化区域内	(e)制限なし		